

長久手市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年12月19日

長久手市監査委員 神谷保宏

長久手市監査委員 木村さゆり

令和5年度財政援助団体等に関する監査結果報告書

1 長久手市監査基準への準拠

長久手市社会福祉協議会運営事業補助金の交付を受けている社会福祉法人
長久手市社会福祉協議会に対する財政援助団体等に関する監査は、長久手市
監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査

3 監査の対象

(1) 対象団体

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

(2) 対象所管部局

福祉部福祉課

4 監査の着眼点

令和5年度財政援助団体等に関する監査実施要項に定める着眼点に沿って
実施した。

5 監査の実施内容

(1) 実施日

令和5年11月20日（月）

(2) 実施場所

長久手市福祉の家ボランティアプラザ ボランティア活動室1

(3) 実施方法

監査にあたっては、あらかじめ関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

監査当日は、関係者から説明を受けるとともに、質疑や証拠書類の確認を実施した。

6 監査の結果

関係書類を抽出して審査したところ、監査の対象となった社会福祉法人長久手市社会福祉協議会の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って、おおむね適正に行われていることが認められた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

(1) 所管課、財政援助団体の両者において、補助金交付事務手続きの遅延など、一部不適切なものが見受けられた。

再度、「長久手市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱」の内容を十分に理解すること。さらには、必要に応じて、補助金の支払時期などを明記するなどの要綱の改正を行い、適切な事務執行に努められたい。

(2) 財政援助団体から提出された交付申請書、変更承認申請書、実績報告書について、補助対象事業経費の根拠を示す書類が不足しており、所管課において、対象事業経費の範囲を適正に確認できない状況にあると判断される。

所管課は、財政援助団体に対して、全体の支出における補助対象事業経費を明確にした説明資料を添付するよう指導監督すると共に適切な補助金交付事務の執行に努められたい。

(3) 当初の交付決定後に、補助金を充當する事業に変更が発生した場合は、所管課、財政援助団体において十分な協議を行ったうえ、変更承認申請を行い、市の変更承認の決定を受けること。